

指名停止措置の内容

1. 指名停止措置業者名

光南建設(株)・(株)丸新建設 特定建設工事協同企業体

【代表構成員】 光南建設(株) 宜野湾市宜野湾3-2-16

47-000321 代表者 津波 克守

(土木特A、建築特A、とび、電気A、鋼工業、舗装A、塗装、水道)

【構成員】 (株)丸新建設 宜野湾市野嵩2-12-6

47-002593 代表者 新里 太

(土木A、建築A、水道)

2. 指名停止措置期間

平成26年11月27日 ～ 平成26年12月10日 (2週間)

3. 指名停止措置の範囲

沖縄県農林水産部が発注する全ての工事(下請けを含む)

4. 事実概要

都市計画・モノレール課発注の「沖縄県総合運動公園陸上競技場改修工事(バックスタンド・建築2工区)」において、平成26年7月24日、基礎の根切り工事における、ラップル部掘削後の底部支持層立会検査時に、建築監理担当者が支持層へ降りる際にスライド梯子が滑り転落、負傷(第8胸椎圧迫骨折:全治8週間)した。

また、このことについて、沖縄労働基準監督署から当該工事の受注者である光南建設(株)・(株)丸新建設特定建設工事協同企業体のうち光南建設(株)に対し是正勧告書及び指導票が出された。

5. 指名停止措置理由

移動梯子を用いて作業を行う際に滑り止め装置の取付や転位防止の措置を講じていなかったこと、また、転落等の危険を及ぼす恐れのある高さ2m以上の開口部において、囲い、手すり等を設けていなかったことは、安全管理の措置が不適切であったと認められ、このような状況で発生した事故については、「沖縄県農林水産部建設工事請負契約に係る指名停止等の措置及び指名停止審査会に関する要領」第6条第1項の規定に基づく別表第1の7号の「安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故」に該当する。

【関係規定】

沖縄県農林水産部建設工事請負契約に係る指名停止等の措置及び指名停止審査会に関する要領(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第7条 略

2 部長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

指名停止措置要領別表第1

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7. 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4ヶ月以内